

## 平成 23 年度 板橋区高齢者住宅設備改修費助成事業のご案内

介護の予防や介護負担の軽減、自立した生活の支援を目的として行う、住宅設備改修工事の費用を助成します。

### 1. 対象者

次の「要件A」及び「要件B」の両方を満たしている方

#### (1)要件A 【次の ~ のすべてに該当する方】

65歳以上であり、既存の住宅設備では日常生活を送ることが困難な方  
板橋区に住民票がある、又は工事着工前までに板橋区に住民登録をする予定である  
改修工事をする住宅の所在地は住民票(又は住民登録予定地)と同じである  
また、改修工事を始めていない(着工していない)

#### (2)要件B 【次の 、 のいずれかに該当する方】

介護保険の要介護認定申請を行い、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の方  
結果が「非該当」の場合は、認定後1年以内であること  
おとしより相談センター(地域包括支援センター)の相談を受け、住宅の改修並びに介護予防が必要と認められた方

### 2. 改修種目・助成額等

改 修 種 目		対 象	助成限度額	自己負担額	受付窓口
介護 予 防 住 宅 改 修	手すりの取付け 段差の解消 浴槽の取替えを除く すべりの防止及び移動の円滑 化等のための床材の取替え 引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え	非該当の方 (認定から1年以 内) 介護予防が 必要と認められ る方	~ の 見 積 合 計 額 10万円まで	自己負担は、助成 限度額内におい て、次のとおり。  (1)生活保護世帯及 び中国残留邦人等 支援給付世帯：無 料 (2)住民税非課税世 帯：見積額の1割 (3)住民税課税世 帯：見積額の3割  いずれの場合 も、助成限度額を 超えた部分も自己 負担となります。	お住まい の住所を 担当する おとしより 相談セン ター( )
	住宅 設 備 改 修	浴槽の取替え	介護予防が 必要と認められ る方  要支援1・2、 要介護 1～5の方		
	流しまたは洗面台の取替え 原則として車いすのままで利用 できるものに取り替える場合に限る	要支援 1・2 要介護 1～5の方	15万円まで		要 介 護 の方はケ アマネジ ャー、要 支 援 の 方はおと しより相 談センタ ー( )

( )おとしより相談センターの担当は、4 ページの地図でご確認ください。ケアマネジャーのいない方はおとしより相談センターにご相談ください。

### 3. ご利用にあたっての留意点

- (1)住宅設備の破損・老朽化による改修や、新築・増築に伴う工事は対象となりません。
- (2)工事着工後の申請はできません。事前にケアマネジャー（またはおとしより相談センター）に相談が必要です。
- 区が助成決定した内容での施工となりますので、工事の着工は助成決定後となります。既にお客様と施工業者との間で改修計画がたてられている場合でも、工事内容を変更していただくことがあります。
- (3)施工業者はご自分で決めていただきます。

助成申請するために、施工業者が次の必要書類を作成することをご確認ください。

【必要書類】 見積書（区指定書式） 施工前後の図面  
施工前・後の写真（撮影した日付の入っているもの）

#### (4)その他

住宅設備改修は、1改修種目につき1回の申請のみ可能です。

(例) お二人とも要介護のご夫婦でお住まいの場合、「浴槽の取替え」の助成が受けられるのはお二人のどちらかで1回のみとなります。「流しまたは洗面台の取替え」も同様の取り扱いとなります。

介護保険認定結果が「要支援・要介護」の方は、本事業の助成の他に介護保険の住宅改修費の支給を併用することができます。

介護予防住宅改修は対象工事額が限度額 10 万円に達するまで複数回の申請が可能です。

#### お問い合わせ

板橋区おとしより保健福祉センター介護普及係

東京都板橋区前野町 4 - 1 6 - 1

TEL 5970 - 1120

FAX 5392 - 2060



## 相談・申込みから助成額支払いまでの流れ

お客様	ケアマネジャー (またはおとしより相談センター)	おとしより保健福祉センター 介護普及係
介護保険で「要介護」の認定を受けケアマネジャーがいる方は、ケアマネジャーに相談。「要支援」の認定を受けている方及びそれ以外の方は、おとしより相談センターに相談		
	お客様宅へ訪問し状況を確認。 改修が必要と判断した場合は「住宅改修計画書(理由書)」を作成し、おとしより保健福祉センターへ訪問依頼(技術支援依頼票を送付) ただし、介護予防住宅改修については、必要時訪問依頼	
	(訪問依頼が不要な場合)	(訪問依頼が必要な場合) 訪問依頼に基づき、おとしより保健福祉センター介護普及係職員(P・T・O・T(注1))が訪問
お客様、お客様が選定した施工業者、ケアマネジャー(またはおとしより相談センター職員)(介護普及係職員)とで住宅改修計画の立案・検討		
施工業者に見積書(指定書式) 施工前後の図面(平面及び立面) 施工前写真を作成依頼		
申請書を区へ提出 提出書類は、申請書、住宅改修計画書、見積書、図面、施工前写真及び借家の場合は家主の承諾書		
		提出された書類を審査 決定通知書をお客様へ交付
工事着工		
工事完了の連絡 (電話またはFAX等で区へ連絡) 提出書類は、完了届及び工事完了後の写真		
		区職員が訪問し、完了確認を実施
区へ助成額を請求 提出書類は、請求書及び口座振替依頼書		
		お客様へ助成額を支払い(口座振込) 請求書提出から概ね1か月後に入金
	住宅改修後の状況を把握し、ケアプランの見直しを検討	

(注1) P・Tは理学療法士、O・Tは作業療法士の略

### ケアマネジャー・施工業者の皆様へ

板橋区のホームページ (<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>) において、本事業に関する各種書式を掲載しております。  
区のホームページから、【健康・福祉・高齢・障がい】 【高齢者】 【助成・援助】 **高齢者の住宅設備改修費助成** です。

～ あなたのまちの相談窓口 ～  
**おとしより相談センター（地域包括支援センター）**

**成増**おとしより相談センター  
 成増4-14-18  
 （特別養護老人ホームケアタウン成増内）  
 3939-0678

**三園**おとしより相談センター  
 三園1-19-1  
 （成増厚生病院内）  
 3939-1101

**高島平**おとしより相談センター  
 高島平1-34-4  
 （マンション初穂1F）  
 5922-5661

**舟渡**おとしより相談センター  
 舟渡3-4-8  
 （特別養護老人ホームケアポート板橋内）  
 3969-3136

**坂下**おとしより相談センター  
 東坂下2-2-22  
 （特別養護老人ホームいずみの苑内）  
 5970-9106

**志村**おとしより相談センター  
 小豆沢2-19-1  
 （エスケイマンション志村102号）  
 3967-2131

**前野**おとしより相談センター  
 前野町3-46-3  
 （老人保健施設板橋ロイヤルケアセンター内）  
 5915-2636

**常盤台**おとしより相談センター  
 常盤台1-21-20  
 （常盤台集会所併設）  
 5392-0023

**東板橋**おとしより相談センター  
 加賀2-1-1  
 （特別養護老人ホーム  
 北東京寿栄園別館）  
 5944-4611

**加賀**おとしより相談センター  
 加賀1-3-1  
 （老人保健施設シルバーピア加賀内）  
 5248-2892

**仲町**おとしより相談センター  
 仲町20-5  
 （仲町ふれあいセンター内）  
 5917-5201

**上板橋**おとしより相談センター  
 常盤台4-36-6  
 （上板橋病院隣）  
 5398-8651

**小茂根**おとしより相談センター  
 小茂根4-11-11  
 （特別養護老人ホーム東京武蔵野ホーム内）  
 3959-7485

**若木**おとしより相談センター  
 若木1-21-3  
 （特別養護老人ホーム若木ライフ内）  
 3933-8875

**徳丸**おとしより相談センター  
 徳丸3-32-28  
 （特別養護老人ホームマイライフ徳丸内）  
 5921-1060

**四葉**おとしより相談センター  
 四葉2-21-16  
 （老人保健施設エデルワイス内）  
 3930-1821

